

遊佐町立小学校適正整備に関する基本方針

平成24年4月11日
遊佐町教育委員会

平成24年3月27日に遊佐町立学校適正整備審議会から、「遊佐町立小学校適正整備」に関する最終答申がなされました。遊佐町教育委員会は同審議会の答申を踏まえ、「遊佐町立小学校適正整備に関する基本方針」を下記のとおり定めます。

記

1 学校規模に関する基本的な考え方

- (1) 遊佐町立小学校においては、複式学級を設置しない。
- (2) 遊佐町立小学校においては、各学年2学級以上の規模となる12～18学級規模にすることが望ましい。

2 適正配置の具体的方策

- (1) 稲川小学校と西遊佐小学校については統合し、2014年（平成26年）4月1日に新小学校を開校する。設置場所は、遊佐町江地字丁才谷地31番地の4とする。
- (2) 将来的には、町内の児童総数の推移を見ながら、遊佐町1小学校に統合する。具体的には、総児童数が420名（学年平均70名）に近づき、各学年2学級規模になると見込まれる時点とする。

付 記

- 1 稲川小学校と西遊佐小学校の統合、新校開校に向けて「（仮称）遊佐町立稲川小学校・遊佐町立西遊佐小学校統合準備委員会」を設立し、具体的な整備のあり方を協議する。その結果を踏まえて、遊佐町教育委員会において、具体的な整備のあり方を決定する。
- 2 年度始めの教育委員会において、各小学校の将来的な児童数を確認する。
- 3 遊佐町1小学校への統合の時期等については、新たに「遊佐町立学校適正整備審議会」を設置して審議するものとする。